

平成24年度 事業概要

『岐阜の道～岐阜の暮らしを支えます』

岐阜の道～岐阜の暮らし

岐阜国道事務所は岐阜市をはじめとする岐阜県中西部並びに福井県大野市の27市町（13市14町）にまたがる国道6路線（21号、22号、41号、156号、158号、258号）・高規格幹線道路（国道475号東海環状自動車道）を担当しています。

主な業務としては、管内地域の道路計画調査、担当道路の改築・維持・修繕・交通安全施設等の整備、危険個所の防災対策等の事業、雪寒対策、道路情報の提供、道路に係る許可・承認事務及び道路利用適正化のための点検・指導・取り締まり、その他管理事務を行っています。



綾野高架橋(仮称)

JR東海道新幹線南側より西方向を望む



C o n t e n t s

1. 岐阜の暮らしを支える

2. 日常管理

3. 予防保全対策

4. 雪寒対策

5. 防災・震災対策

6. 舗装補修修繕

7. 交通安全対策

8. 道の駅事業

9. 建設機械・電気通信

10. 道路改築事業

1. 岐阜の暮らしを支える

1 生活者の視点に立った暮らしと環境の形成／安全・安心の確保

- 円滑な都市・地域活動を支えるため、幹線道路では渋滞対策を重点的に実施します。
 - ・渋滞の早期解消のため環状道路を着実に整備

- 生活道路では人優先の考え方で、きめ細かな面的な対応を実施します。
 - ・通学路等における安全安心な歩行空間の創出や面的な交通事故対策の実施

- 都市内で自転車を主な交通手段の1つとして位置づけます。
 - ・自転車走行空間ネットワークの構築

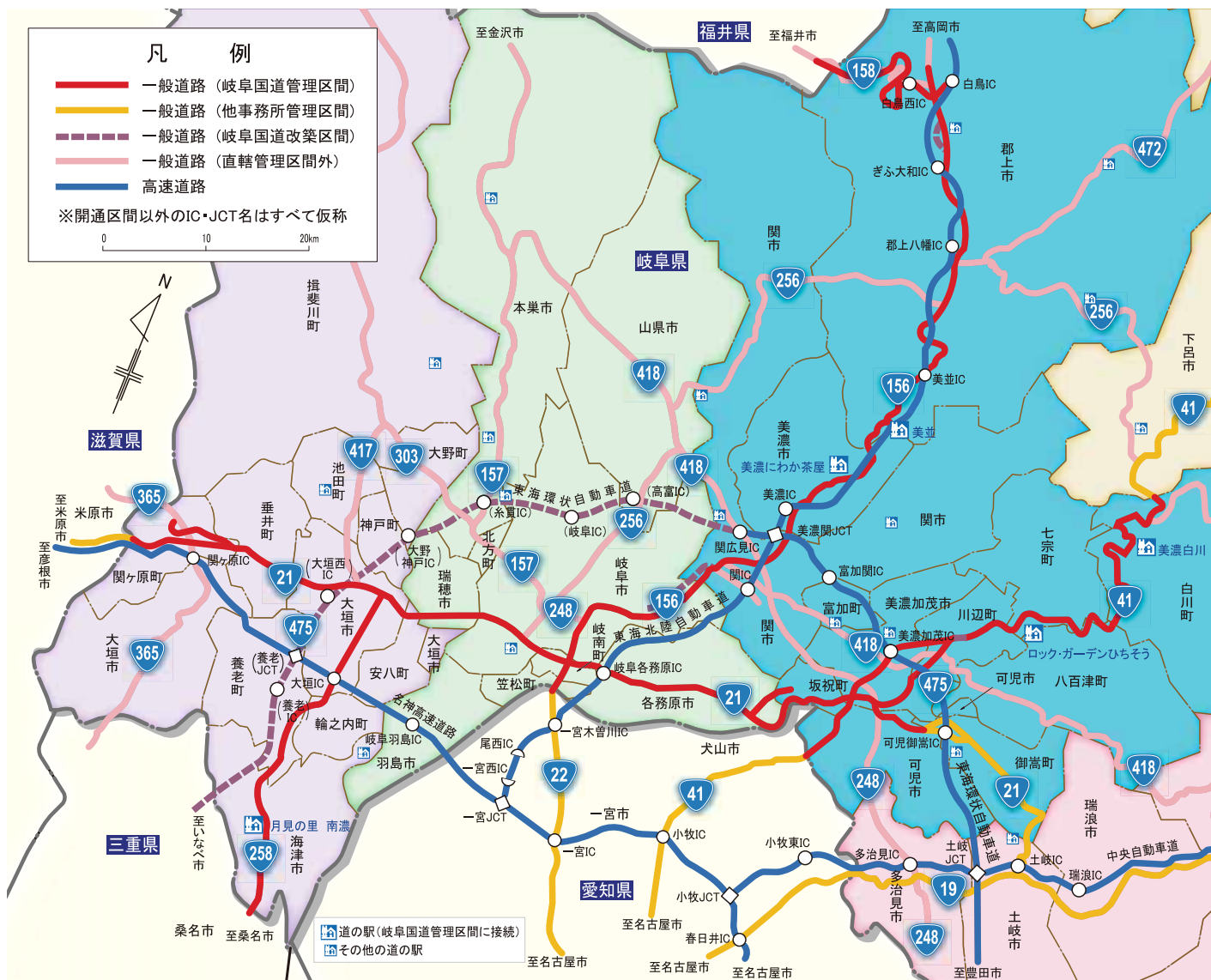
渋滞状況



岐阜駅周辺地区（整備状況）

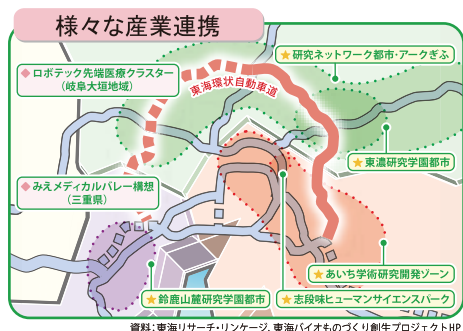


管内図



2 活力ある地域・経済社会の形成

- 我が国の競争力や地域の自立を支えるため、幹線道路ネットワークを整備します。
 - ・高規格幹線道路、地域高規格道路等の整備を推進



3 ストック型社会への転換

- 予防保全対策の本格実施などにより、戦略的な管理を進めます。

- ・予防保全対策を重要構造物を中心に本格的に実施
- ・構造物の特性・重要度・優先度に応じた点検・補修の実施



床版部分打ち替えによる対策



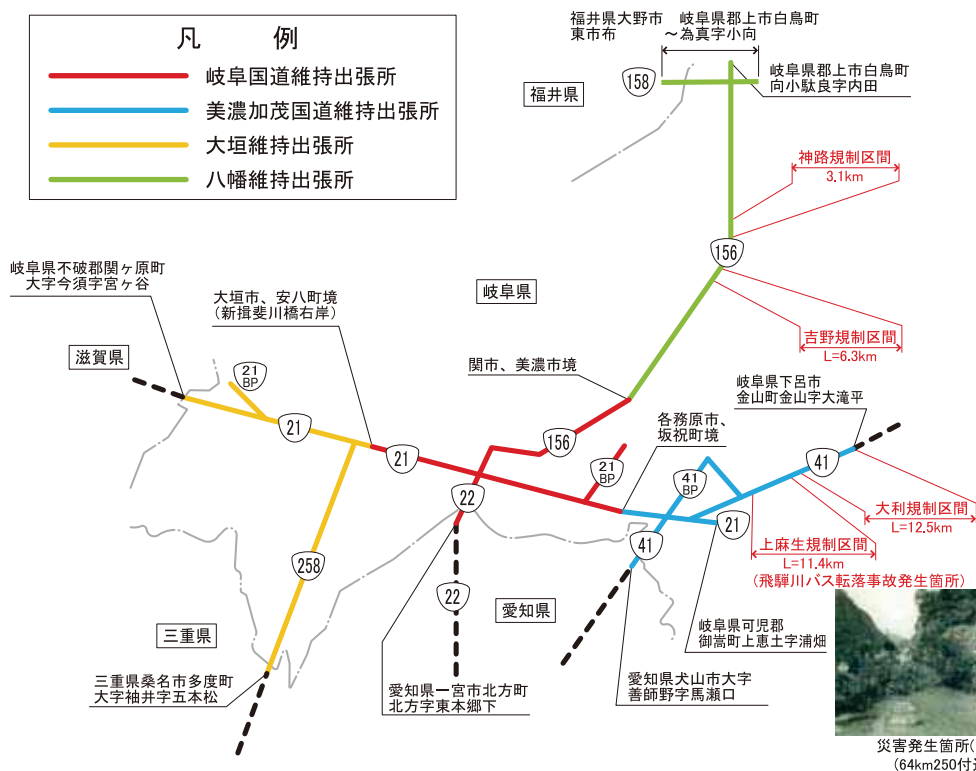
- 緊急輸送道路の耐震補強など、防災・震災対策を進めます。

- ・大規模地震時においても、緊急輸送道路の通行を確保するため、橋脚の補強等の耐震対策を推進
- ・豪雨・豪雪時等においても、安全な通行を確保するため、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避・代替する道路整備を推進

落石対策の実施(ロックネット等)



出張所別管理区間



[異常気象時通行規制基準表]

路線名	規制区間名	区間延長	通行止
一般国道41号	上麻生規制区間 自 七宗町榎原 至 白川町河岐	11.4 (km)	連続雨量150mm 換算連続雨量100mm
	大利規制区間 自 白川町坂ノ東 至 下呂市金山町井尻	12.5 (km)	連続雨量150mm 換算連続雨量100mm
一般国道156号	吉野規制区間 自 郡上市美並町三戸字瀬上 至 郡上市八幡町稲成	6.3 (km)	連続雨量150mm 換算連続雨量130mm
	神路規制区間 自 郡上市八幡町五町 至 郡上市大和町神路	3.1 (km)	連続雨量150mm

[路線別管理延長]

路線名	路線延長	岐阜維持	美濃維持	八幡維持	大垣維持
21号	(10.9) 65.7km	(4.7) 30.6km	12.1km	—	(6.3) 23.0km
22号	2.4km	2.4km	—	—	—
41号	(7.1) 49.0km	—	(7.1) 49.0km	—	—
156号	72.4km	21.5km	—	50.9km	—
158号	11.1km	—	—	11.1km	—
258号	27.6km	—	—	—	27.6km
合計	(18.1) 228.1km	(4.7) 54.6km	(7.1) 61.0km	62.0km	(6.3) 50.5km

()はバイパス延長で外書
各管理延長は小数点第二位を四捨五入 (H24.3月現在)

2. 日常管理

1 道路パトロール

みなさんが安全・安心に道路を利用できるよう、管内の国道を4つの出張所で、2日に1回、パトロールをしています。道路路面やのり面の点検をはじめ案内標識やガードレールなど道路施設の損傷状況も確認し、異常が認められた時は速やかに補修などを行っています。

また、通行車両からの落下物の除去や道路の穴ぼこの修復も状況に応じ実施しています。

道路上の落下物回収



施設の点検



2 道路に関する申請

● 占用・乗入れ

道路内に電話・電気・水道・下水道等の施設を設置する場合や道路に乗入れ口を作る場合は、申請が必要となります。申請を受け付け、基準に見合ったものかどうかを審査し、許可・承認をします。

● 特殊車両通行許可指導・取締り業務

道路構造を保全し、交通の危険を防止するための特殊車両（一般的制限値を超える車両）の通行許可および制限に関する事務、特殊車両の指導・取締りを行います。

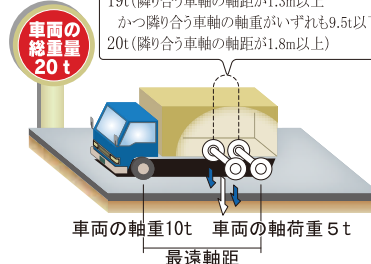
特車オンライン申請

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

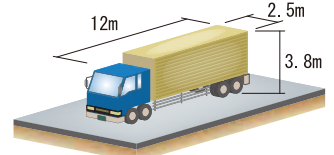
一般的制限値

[車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重]

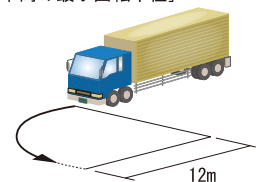
18t (隣り合う車軸の軸距が1.8m未満)
19t (隣り合う車軸の軸距が1.3m以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下)
20t (隣り合う車軸の軸距が1.8m以上)



[車両の幅、長さ、高さ]



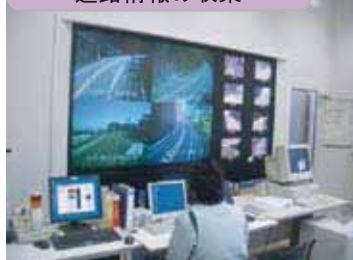
[車両の最小回転半径]



3 道路情報の収集・提供

道路利用者の皆さんが安全で安心して、通行できるよう、工事や事故、災害などによる通行規制情報や異常気象などによる注意・警戒情報や雨量情報等を収集し、リアルタイムな情報提供を行っています。

道路情報の収集



道路情報の提供



4 清掃・除草

安全・安心に道路が利用できるように、必要に応じて清掃や除草を実施しています。

道路清掃



除草前



除草後



3. 予防保全対策

1 橋梁点検

「安全・円滑な交通を確保する」とともに「合理的な橋梁の維持管理のための資料を得る」ことを目的として、橋梁の現状把握と異常・損傷の早期発見のために実施しています。

点検には日常管理の道路パトロールによる「通常点検」、原則5年に1回の割合で近接目視を実施する「定期点検」、地震等の災害時に行う「異常時点検」などがあります。

点検結果は、補修工事を行うための設計を実施する際の基礎資料として活用します。

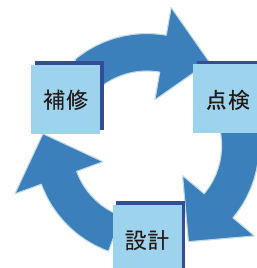
橋梁点検車による定期点検



補修状況



橋梁の計画的管理サイクル
(アセットマネジメント)



2 防災点検

道路利用者が「安全で安心して通行できる」ことを目的として、のり面にある転石や崩壊地などの現状把握と早期発見のために点検を実施しています。

点検結果は「防災カルテ」として取りまとめ、対策工事を行うための計画や実施する際の基礎資料として活用します。

点検で発見された岩塊



岩塊の対策工事



4. 雪寒対策

1 凍結・除雪対策

積雪時、路面凍結時期における安全な通行の確保を目的として、除雪作業や路面凍結防止剤散布作業を実施しています。

除雪作業



路面凍結防止剤散布作業



2 防雪対策

積雪時、道路利用者が安全に道路を利用できるようにするために、チェーン着脱場や融雪施設等を整備しています。